

I. 反対尋問

1. 検察側が考える「住居権者」とは、具体的にどのような者を指すか。
2. 検察側は、例えば家族4人が1つの家に住んでいる場合に、ひとりひとりの個室には誰の住居権が存在すると考えるか。
3. 検察側の考えでは、2人暮らしの家で一人が在宅、もう一人が留守中の場合、住居権者の意思に反しているかどうかはどちらを基準に判断するのか。

II. 学説の検討

1. 保護法益について

- (1) まず甲説について、家父長という概念は憲法の理念に反するものであり、妥当でない。よって弁護側は甲説を採用しない。
- (2) 次に丙説について、この説は住居権を誰が有するのか、非常に曖昧になってしまう。また、この説では住居権者の意思を重視するため、その自由の侵害がさほど深刻とはいえない場合にまで本罪の成立を認めやすくなり、処罰範囲が不当に拡大する可能性があり妥当でない。よって弁護側は丙説も採用しない。
- (3) 最後に乙説について、住居侵入罪の保護法益は、個々の居住者・看守者の立ち入り許諾権に尽きるものではなく、犯罪の成立の判断にあたっては、住居等の事実上の平穏への影響も合わせ考えるべきといえる。そうだとすると平穏侵害の有無を考慮する乙説が妥当と言える。検察側は、「本罪が個人的法益に対する罪である以上、個人の意思や承諾に反しても犯罪が成立しないとすることは妥当でない」としてこの説を批判する。しかし、住居の平穏が侵害されたことによって、住居において平穏・安全に暮らすという個人的法益が侵害されたと言えるので、保護法益と照らしても矛盾することはない。よって、弁護側は乙説を採用する。

2. 「侵入」の意義について

- (1) まずB説は「住居権者」の「意思に反する」か否かを考慮する見解であるが、前述のようにこれらの概念を重視ことは妥当とは言えない。よって弁護側はB説を採用しない。
- (2) そして、弁護側は住居侵入罪の保護法益について乙説を採用するため、平穏を害するか否かを考慮するA説が妥当である。よって弁護側はA説を採用する。

Ⅲ. 本問の検討

1. X 及び Y が B 銀行支店出張所への立ち入り行為は建造物侵入罪(130 条前段)が成立しないか。

(1) まず、B 銀行支店出張所の ATM コーナーは他人が事実上管理支配している住居以外の建物であるから「人の看守する・・・建造物」にあたる。

(2)ア. しかし、X 及び Y が立ち入り行為を行ったのは一般公衆に広く開かれている銀行の ATM コーナーである。そこでかかる建造物に立ち入った事が「侵入」にあたるのか、「侵入」の意義が建造物侵入罪の保護法益と関連して問題となる。

イ. この点、検察側は建造物侵入罪の保護法益として乙説と考え、「侵入」の意義については A 説を採用する。

ウ. X 及び Y は不審な行為をとりながら、同銀行支店出張所に侵入したわけではなく、一般の ATM 利用客と同様の態様で侵入している。したがって、同銀行支店出張所内の平穏を害する態様での立ち入りをしているとはいえ、X 及び Y の同所への立ち入り行為は「侵入」にあたらない。

(3) したがって、X 及び Y の B 銀行支店への立ち入り行為は「人の看守する・・・建造物・・・に侵入」したといえず、建造物侵入罪(130 条前段)が成立しない。

2.(1) 次に X 及び Y が盗撮目的を遂げるために ATM を 1 台占拠し続けた行為は「偽計を用いて」B 銀行支店出張所の「業務を妨害した」といえ、かかる行為につき偽計業務妨害罪(233 条後段)が成立するかについて検討する。

(2) 本問において、確かに検察側が主張するように、盗撮用のビデオカメラに誘導する意図をもちながら、その情を秘して、あたかも入出金や振込等を行う一般客を装い、他人の無知・錯誤を利用しているから「偽計を用いて」にあたる。

(3) 同条にいう「業務を妨害した」とは本来の業務を妨害することをさすと解する。

これを本問についてみると、確かに X 及び Y は ATM を 1 台 1 時間 30 分以上占拠し続けていたことから、その占拠していた ATM での入金是不可能にさせている。

しかし、同銀行支店出張所にはその他の 5 台の ATM が設置されているため同銀行支店出張所での入出金を完全に不可能にしたとはいえない。また X 及び Y が同銀行支店出張所に立ち入ったのは午後 1 時 47 分というお昼時であり、1 日の中で利用客が多い時間にも関わらず X 及び Y 以外に客がいない時もあったことから、もともと同銀行支店出張所の利用客が少ないと推測される。よって、6 台中 1 台を占拠し続けとしても B 銀行の本来の業務を妨害したとまではいえない。

(4) したがって、X 及び Y のかかる行為は「業務を妨害した」とはいえず、偽計業務妨害罪(233 条後段)は成立しない。

Ⅳ. 結論

以上より、X 及び Y は何ら罪責をおわない。

以上

